

平成十二年政令第十六号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令  
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百二十八条第一項の「手数料」として全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一 削除		
二 削除		
三 削除		
四 削除		
五 削除		
六 船員法第四十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）第一項第三号の規定に基づく船員手帳の交付	1 船員法第四十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の再交付	千九百五十円
	2 船員法第四十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の書換え	千九百五十円
	3 船員法第四十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の訂正	千九百五十円
	4 船員法第四十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の訂正	四百三十円
七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	1 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	一万二千七百円
	2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円

七の二 児童福祉法第十八条の八第三項並びに児童福祉法施行令第十七条第一項及び第十八条第一項の規定に基づく保育士の登録に関する事務

八 戸籍法（昭和二十二年法律第二十四号）第十条第一項及び第十条の二第二項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百七十条において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務	1 戸籍法第十条第一項、第二十一条の二第二項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	第一通につき四百五十円
	2 戸籍法第十条第一項、第二十一条の二第二項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	第一通につき七百五十円
	3 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第二項から第五項までの規定若しくは同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	第一通につき四百五十円
	4 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第二項から第五項までの規定又は同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	第一通につき四百五十円

<p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付又は同法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えに関する事務</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 九条第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>九千円（当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條第一項の規定に基づく承認の申請に於ては、三千八百円）</p>	<p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付又は同法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えに関する事務</p>
<p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條第一項及び第五項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承認に関する事務</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 九条第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>九千円（当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條第一項の規定に基づく承認の申請に於ては、三千八百円）</p>	<p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條第一項及び第五項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承認に関する事務</p>
<p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の二第一項及び同条第三項において準用する同法第七條第五項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>	<p>6 戸籍法第四十八條第二項書類一件につき三百五十円（同法第百十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>一万二千円（当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の二第一項の規定に基づく承認の申請に於ては、三千八百円）</p>	<p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の二第一項及び同条第三項において準用する同法第七條第五項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>
<p>十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務</p>	<p>6 戸籍法第四十八條第二項書類一件につき三百五十円（同法第百十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>一万二千円（当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の二第一項の規定に基づく承認の申請に於ては、三千八百円）</p>	<p>十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務</p>
<p>十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項、第三項及び第五項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務</p>	<p>6 戸籍法第四十八條第二項書類一件につき三百五十円（同法第百十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>一万三千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項の規定に基づく認定の申請に於ては、一万円）</p>	<p>十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項、第三項及び第五項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務</p>
<p>十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四條第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習に関する事務</p>	<p>6 戸籍法第四十八條第二項書類一件につき三百五十円（同法第百十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>六千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四條第六項の規定に基づく講習一時間につき六百五十円）</p>	<p>十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四條第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習に関する事務</p>

<p>出があった旨を記載した書面と八千五百円に受付所の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第七項、第八項若しくは第十項の営業を営もうとする者（口に掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）附則第三条第二項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者 三千四百円</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七條第四項（同法第三十條の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一條の二第四項（同法第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七條第四項（同法第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一條の二第四項（同法第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>
<p>十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十の二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務</p>	<p>14の四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第五條第四項の規定に基づく許可証の再交付又は同法第三十一條の二十三において準用する同法</p>
<p>一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付</p> <p>次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から八千七百円を減じた金額）イ 三月以内の期間を限りて営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元（同法第三十一條の二十三において準用する同法第四條第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、二万八千円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第四條第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一條の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、三万八千円）</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第五條第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>

<p>第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えに関する事務</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九千九百円</p>
<p>十四の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店の営業の相続に係る承認に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>八千七百円(当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、三千八百円)</p>
<p>十四の六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第三十一条の二十三において準用する同法第七項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万二千元(当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、三千三百円)</p>
<p>十四の七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第三十一条の二十三において準用する同法第七項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万二千元(当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、三千三百円)</p>
<p>十四の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九項の規定に基づく営業所の構造又は設備の承認に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九項の規定に基づく営業所の構造又は設備</p>	<p>九千九百円</p>
<p>十四の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第三項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>	<p>一万三千元(当該申請を行う者が当該都道府県において他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に係る審査にあっては、一万円)</p>
<p>十四の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習に関する事務</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の講習一時間につき六百五十円</p>
<p>十五 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務</p>	<p>1 消防法第十条第一項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>五千四百円</p>
<p>十六 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>イ 指定数量の倍数が十を超える五十以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 ロ 指定数量の倍数が五十を超える百以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 ハ 指定数量の倍数が五十を超える百以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 ニ 指定数量の倍数が百を超える二百以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査</p>	<p>三万九千円</p>

<p>置の許可の申請に係る審査 七万七千円 ホ 指定数量の倍数が二百を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 九万二千円</p>	<p>2 消防法第十一条第一項前イ 屋内貯蔵所の設置の許可の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>(1) 指定数量の倍数が十以下の屋内貯蔵所 二万円 (2) 指定数量の倍数が十を超え五十以下の屋内貯蔵所 二万六千円 (3) 指定数量の倍数が五十を超え百以下の屋内貯蔵所 三万九千円 (4) 指定数量の倍数が百を超え二百以下の屋内貯蔵所 五万二千円 (5) 指定数量の倍数が二百を超える屋内貯蔵所 六万六千円 ロ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が百以下の屋外タンク貯蔵所 二万円 (2) 指定数量の倍数が百を超え一万以下の屋外タンク貯蔵所 二万六千円 (3) 指定数量の倍数が一万を超える屋外タンク貯蔵所 三万九千円 ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 五十七万円</p>
---	--	--

<p>二 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 八十八万円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十七万円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二十万円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百五十二万円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十八万円 (6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満</p>
---	--

の特定屋外タンク貯蔵所 四百七万円	(7) 危険物の貯蔵最大数 量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五百三十四万円	(8) 危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 六百四十九万円	ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 危険物の貯蔵最大数 量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百十八万円	(2) 危険物の貯蔵最大数 量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百四十一万円	(3) 危険物の貯蔵最大数 量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十九万円	(4) 危険物の貯蔵最大数 量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百九十五万円
----------------------	---	--	---	---	---	---	---

(5) 危険物の貯蔵最大数 量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百二十七万円	(6) 危険物の貯蔵最大数 量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 四百五十五万円	(7) 危険物の貯蔵最大数 量が三十萬キロリットル以上四十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 五百八十二万円	(8) 危険物の貯蔵最大数 量が四十萬キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 七百七万円	へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 危険物の貯蔵最大数 量が四十萬キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 五百九十三万円	(2) 危険物の貯蔵最大数 量が四十萬キロリットル以上五十萬キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 七百四十七万円	(3) 危険物の貯蔵最大数 量が五十萬キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千九十万円
---	--	--	---	--	--	---	--

<p>3 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円  チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (1) 指定数量の倍数が百以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円  (2) 指定数量の倍数が百を超える地下タンク貯蔵所 三万九千円  リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千円  ヌ 移動タンク貯蔵所(ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円  イ 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 五万二千円  ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 六万六千円  ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円  ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 三万三千円  ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に</p>
--	---

掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを除く。)が十五メートル以下で及び二十二の項において同じ。)が十五メートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。) 二万千円  
(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 八万七千円  
(3) 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた金額  
ハ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(1) 指定数量の倍数が十以下の一般取扱所 三万九千円

<p>十七 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務</p>	<p>1 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>2 消防法第十一条第一項後段の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあつては、総務省令で定める場合には、十六の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>	<p>(2) 指定数量の倍数が十を超え五十以下の一般取扱所 五万二千元</p> <p>(3) 指定数量の倍数が五十を超え百以下の一般取扱所 六万六千元</p> <p>(4) 指定数量の倍数が百を超え二百以下の一般取扱所 七万七千元</p> <p>(5) 指定数量の倍数が二百を超える一般取扱所 九万二千元</p>
<p>十八 消防法第十一条第五項及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第八条第三項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務</p>	<p>1 消防法第十一条第五項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査</p> <p>2 消防法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>1 消防法第十一条第五項の十六の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、十六の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p> <p>ロ その他の貯蔵所にあつては、十六の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>十九 消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務</p>	<p>1 消防法第十一条第二項及び危険物の規制に関する政令第八条の二第七項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務</p> <p>2 消防法第十一条第二項及び危険物の規制に関する政令第八条の二第七項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務</p>	<p>3 消防法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</p> <p>4 消防法第十一条第五項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p> <p>5 消防法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p> <p>6 消防法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>
<p>二十 消防法第十一条第二項及び危険物の規制に関する政令第八条の二第七項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務</p>	<p>イ 水張検査 次に掲げる</p> <p>(1) 容量一リットル以下のタンク 六千円</p> <p>(2) 容量一リットルを超え百万リットル以下のタンク 一万円</p> <p>(3) 容量百万リットルを超え二百万リットル以下のタンク 一万五千元</p> <p>(4) 容量二百万リットルを超えるタンク 一万五千元に百万リットル又は百万リットルに満たない端数を</p>	<p>金額の二分の一に相当する金額</p> <p>金額</p> <p>十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p> <p>十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p>



増すごとに四千四百円を加えた金額

ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 容量六百リットル以下のタンク 六千円

(2) 容量六百リットルを超え一万リットル以下のタンク 一万千円

(3) 容量一万リットルを超え二万リットル以下のタンク 一万五千元

(4) 容量二万リットルを超えるタンク 一万五千元に一万リットル又は一万リットルに満たない端数を増すごとに四千四百円を加えた金額

ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十二万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五十万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十三万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 九十六万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百九万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百六十六万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百九十万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 二百十二万円

ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五十三万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 六十八万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百四十一万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十八万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満

<p>2 消防法第十一条の二第一項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る料の金額と同一の金額 完成検査前検査</p>	<p>の特定屋外タンク貯蔵所 三百四十三万円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四百十九万円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百八十万円 ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 九百三十二万円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 千二百六十万円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千七百三十万円</p>
<p>22 消防法第十四条の三第一項及び第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 に關する事務</p>	<p>二十一 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四條及び第三十五條第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務</p>
<p>5 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習</p>	<p>1 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 2 危険物の規制に関する政令第三十四條の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え 3 危険物の規制に関する政令第三十五條第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付 4 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 5 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習</p> <p>ホ 岩盤タンク検査 この項の1のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額 二九百円 甲種危険物取扱者試験 六千六百円 乙種危険物取扱者試験 四千六百円 丙種危険物取扱者試験 三千七百円</p> <p>イ 特定屋外タンク貯蔵所 ホ 岩盤タンク検査 此の項の1のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十六万円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五十万キロリットル未満の特</p>

<p>定屋外タンク貯蔵所 七十 五万円</p>	<p>(4) 危険物の貯蔵最大数 量が五万キロリットル以上 十万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所 百二 万円</p>	<p>(5) 危険物の貯蔵最大数 量が十万キロリットル以上 二十万キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所 百 三十万円</p>	<p>(6) 危険物の貯蔵最大数 量が二十万キロリットル以 上三十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所 三百十五万円</p>	<p>(7) 危険物の貯蔵最大数 量が三十万キロリットル以 上四十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十七万円</p>	<p>(8) 危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所 四百四十六万円</p>	<p>ロ 岩盤タンクに係る特定 屋外タンク貯蔵所の保安に 関する検査 次に掲げる特 定屋外タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額</p>	<p>(1) 危険物の貯蔵最大数 量が千キロリットル以上四 十万キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所 二百 六十九万円</p>	<p>(2) 危険物の貯蔵最大数 量が四十万キロリットル以 上五十万キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所 三百二十三万円</p>	<p>(3) 危険物の貯蔵最大数 量が五十万キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所 四百八十三万円</p> <p>ハ 移送取扱所の保安に関 する検査 次に掲げる移送</p>
<p>取扱所の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するた めの配管に係る最大常用圧 力が〇・九五メガパスカル 以上であつて、かつ、危険 物を移送するための配管の 延長が七キロメートル以上 十五キロメートル以下の移 送取扱所 七万円</p> <p>(2) 危険物を移送するた めの配管の延長が十五キロ メートルを超える移送取扱 所 七万円に危険物を移送 するための配管の延長が十 五キロメートル又は十五キ ロメートルに満たない端数 を増すことに一万七千円を 加えた金額</p>	<p>二十三 消防法第十七条の七第一項、第 十七条の八第三項及び第十七条の十並び に消防法施行令(昭和三十六年政令第三 十七号)第三十六条の五及び第三十六条 の六第一項の規定に基づく消防設備士に 関する事務</p>	<p>1 消防法第十七条の七第一 項の規定に基づく消防設備士 免状の交付</p>	<p>2 消防法施行令第三十六条 の五の規定に基づく消防設備 士免状の書換え</p>	<p>3 消防法施行令第三十六条 の六第一項の規定に基づく消 防設備士免状の再交付</p>	<p>4 消防法第十七条の八第三 項の規定に基づく消防設備士 試験の実施</p>	<p>5 消防法第十七条の十の規 定に基づく工事整備対象設備 等の工事又は整備に関する講 習</p>	<p>二十四 保健師助産師看護師法(昭和二 十三年法律第二百三十三号)第十八条及び第 二十八条(これらの規定を同法第六十条 第一項において準用する場合を含む。)の 規定に基づく准看護師試験に関する事務</p>	<p>1 保健師助産師看護師法第六千九百円</p>	<p>2 保健師助産師看護師法第三千円</p>
<p>甲種消防設備士試験 五千七百円</p> <p>乙種消防設備士試験 三千八百円</p>	<p>七千円</p>	<p>二千九百円</p>	<p>七千円(消防法施行令第三 十六条の四第五号に掲げる 事項に係る書換えにあつて は、総務省令で定める金額)</p>	<p>九千九百円</p>	<p>甲種消防設備士試験 五千七百円</p> <p>乙種消防設備士試験 三千八百円</p>	<p>七千円</p>	<p>六千九百円</p>	<p>三千円</p>	<p>第一項において準用する場合を 含</p>

<p>二十五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項及び第三項の規定に基づく建設業の許可に関する事務</p>	<p>二十六 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務</p>	<p>（む）の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付</p>	<p>建設業法第三十一条の規定に基つて当該都道府県知事がした許可と建設業法第三条第一項各号に掲げる区分を同じくする建設業の許可の申請に係る審査にあつては、五万円）</p>	<p>2 建設業法第三条第三項の規定に基つて建設業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>あつせんを求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に基つて、次に定めるところにより算出して得た金額（あつせんを求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に基つて算出して得た額から増加前の価額に基つて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ あつせんを求める事項の価額が百万円まで</p> <p>ロ あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに</p> <p>ハ あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに</p> <p>ニ あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに</p>
<p>2 建設業法第二十五条第二項の規定に基つて調停</p>	<p>調停を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に基つて、次に定めるところにより算出して得た金額（調停を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に基つて算出</p>	<p>二十七 建設業法第二十七条の二十六第建設業法第二十七条の規定に基つて経営規模等評価に関する事務</p>	<p>模等評価</p> <p>乗じて得た額との合計額</p>	<p>3 建設業法第二十五条第二項の規定に基つて仲裁</p>	<p>仲裁を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に基つて、次に定めるところにより算出して得た金額（仲裁を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に基つて算出して得た額から増加前の価額に基つて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 仲裁を求める事項の価額が百万円まで</p> <p>ロ 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに</p> <p>ハ 仲裁を求める事項の価額が五百万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに</p> <p>ニ 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに</p>

<p>二十七の二 建設業法第二十七条の二十九、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p> <p>二十八 古物営業法（昭和二十四年法律第八十号）第三条、第五条第二項及び第四項並びに第七條第五項の規定に基づく古物営業の許可に関する事務</p>	<p>建設業法第二十七条の二十九、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p> <p>1 古物営業法第三条の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査</p> <p>2 古物営業法第五條第四項の規定に基づく許可証の再交付</p> <p>3 古物営業法第七條第五項千五百円の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>千三百円</p> <p>千五百円</p>	<p>二十八の二 古物営業法第二十一條の五第一項及び第二十一條の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定に関する事務</p>	<p>古物営業法第二十一條の五第一項又は第二十一條の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>一万七千円</p>	<p>二十九 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第十六條第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三條に規定する火薬類の製造の許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法施行令第十六條第二十二萬圓</p> <p>火薬類取締法第一號の規定に基づく火薬類取締法第三條に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>イ 競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申請に係る審査 二萬五千元 ロ その他の販売営業の許可の申請に係る審査 十一萬円</p>	<p>三十 火薬類取締法第五條の規定に基づく火薬類の販売営業の許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第五條の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に係る審査</p>	<p>イ 競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申請に係る審査 二萬五千元 ロ その他の販売営業の許可の申請に係る審査 十一萬円</p>	<p>三十一 火薬類取締法第十二條第一項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可に関する事務</p>	<p>1 火薬類取締法第十二條第一項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査</p> <p>2 火薬類取締法第十二條第八項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>七萬三千元</p> <p>八千三百円</p>	<p>三十二 火薬類取締法施行令第十六條第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第十五條第一項及び第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査又は同條第一項及び第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査に関する事務</p>	<p>1 火薬類取締法施行令第十六條第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第十五條第一項又は第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査</p>	<p>四萬千円</p>
<p>三十三 火薬類取締法第十七條第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可に関する事務</p>	<p>1 火薬類取締法第十七條第一項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査</p> <p>2 火薬類取締法第十七條第一項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査</p>	<p>イ 設置又は移転の工事に係る完成検査 四萬千円 ロ 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査 二萬三千元</p>	<p>三十四 火薬類取締法第十九條第一項の規定に基づく運搬証明書の交付に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第十九條第一項の規定に基づく運搬証明書の交付</p>	<p>二千元</p>	<p>三十五 火薬類取締法第二十四條第一項の規定に基づく火薬類の輸入の許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第二十四條第一項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査</p>	<p>イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 一萬二千元 ロ その他の場合 二萬五千元</p>	<p>三十六 火薬類取締法第二十五條第一項の規定に基づく火薬類の消費の許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第二十五條第一項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査</p>	<p>七千九百元</p>	<p>三十七 火薬類取締法第三十一條第三項及び同條第七項において準用する同法第十七條第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に関する事務</p>	<p>1 火薬類取締法第三十一條第三項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</p> <p>2 火薬類取締法第三十一條第三項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付</p>	<p>一萬八千元</p> <p>二千四百円</p>	<p>三十八 火薬類取締法第三十一條第七項において準用する同法第十七條第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付</p>	<p>火薬類取締法第三十一條第七項において準用する同法第十七條第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付</p>	<p>二千四百円</p>

<p>三十七の二 火薬類取締法施行令第十六 条第一項第一号の規定に基づく火薬類取 締法第三十五条第一項に規定する特定施 設に係る保安検査又は同項の規定に基 づく火薬庫に係る保安検査に関する事務</p>	<p>火薬類取締法施行令第十六条第四千円 火薬類取締法第三十五条第一 項に規定する特定施設に係る 保安検査又は同項の規定に基 づく火薬庫に係る保安検査</p>	<p>第十七条第八項の規定に基 づく丙種火薬類製造保安責任 者免状又は火薬類取扱保安責任 者免状の再交付</p>	<p>三十八 質屋営業法（昭和二十五年法律 第五十八号）第二条第一項並びに第八 条第一項及び第四項の規定に基づく質屋 営業の許可又は同法第四条第一項及び第 八条第二項の規定に基づく営業内容の変 更に関する事務</p>	<p>1 質屋営業法第二条第一項二万二千元 の規定に基づく質屋営業の許 可の申請に対する審査 2 質屋営業法第四条第一項 五万七千七百円 の規定に基づく管理者の新設 又は変更の許可の申請に対す る審査 3 質屋営業法第八條第二項 千五百円 の規定に基づく同法第四條第 二項の規定による届出に係る 許可証の書換え 4 質屋営業法第八條第四項 千三百円 の規定に基づく許可証の再交 付</p>	<p>三十九 建築士法（昭和二十五年法律第 二百二号）第四条第三項、第五条第一項 及び第二項並びに第十三条の規定に基 づく二級建築士又は木造建築士の免許に 関する事務 1 建築士法第四條第三項の二万四千四百円 の規定に基づく二級建築士又は 木造建築士の免許 2 建築士法第十三條の規定一 万八千五百円 にに基づく二級建築士試験又は 木造建築士試験の実施</p>	<p>四十 採石法（昭和二十五年法律第二 百九十一号）第三十二条の十三第一項の規 定に基づく業務管理者試験の実施に 関する事務 1 採石法第三十二条の十三第一八千 百円 の規定に基づく業務管理者 試験の実施</p>	<p>四十一 削除 四十二 削除 四十三 削除</p>	<p>四十四 行政書士法（昭和二十六年法律 第四号）第三条第二項の規定に基づく行 政書士試験の施行に関する事務 行政書士法第三条第二項の規 七千円</p>	<p>四十五 道路運送車両法（昭和二十六年 法律第八十五号）第三十四条第二項及二 項（同法第七十三条第二項） 道路運送車両法第三十四條第一 両につき七百五十円</p>
<p>法第七十三条第二項において準用する場合（の規定に基づく臨時運行 合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査 可に関する事務 四十六 高圧ガス保安法（昭和二十六年高圧ガス保安法第五條第一 項次に掲げる当該申請を行う 者の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 イ 高圧ガス保安法第五條 第一項第一号に該当する者 （ロに掲げる者を除く。）次 に掲げる設備の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 （一）処理容積（圧縮、液 化その他の方法で一日に処 理することができるガスの 容積をいう。以下この項、 四十七の項及び五十三の項 において同じ。）が千立方 メートル以上の設備 五十 六万円 （二）処理容積が百万立方 メートル以上千立方メー トル未満の設備 三十四万 円 （三）処理容積が五十万立 方メートル以上百万立方メ ートル未満の設備 二十二 万円 （四）処理容積が十万立方 メートル以上五十万立方メ ートル未満の設備 十四万 円 （五）処理容積が二万五千 立方メートル以上十万立方 メートル未満の設備 十一 万円 （六）処理容積が五千立方 メートル以上二万五千立方 メートル未満の設備 八万 六千円 （七）処理容積が千立方メ ートル以上五千立方メー トル未満の設備 六万八千円 （八）処理容積が二百立方 メートル以上千立方メー トル未満の設備 五万四千円</p>									

<p>(9) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 三万千円          ロ 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。四十七の項及び五十三の項において同じ。)のみを使用し、高圧ガスの製造をするもの。次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万千円</p> <p>(2) 処理容積が五百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 七万五千円</p> <p>(3) 処理容積が百万立方メートル以上五百立方メートル未満の設備 六万円</p> <p>(4) 処理容積が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 四万四千円</p> <p>(5) 処理容積が十万立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 二万七千円</p> <p>(6) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 二万千円</p> <p>(7) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 一万六千円</p> <p>(8) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 一万三千円</p> <p>(9) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一万千円</p> <p>(10) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 七千四百円</p>	<p>四十七 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に関する事務</p>	<p>高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>トル未満の設備 七千四百円          ハ 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十一万円</p> <p>(2) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 八万七千円</p> <p>(3) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 六万八千円</p> <p>(4) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 五万四千円</p> <p>(5) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 三万六千円</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者(ロに掲げる者を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合)にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して千立方メートル以上増加する場合 三十七万円</p> <p>(2) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万</p>
--	--	---	--

立方メートル未満増加する 場合 二十二万円	(3) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 五十立方メートル以上百 立方メートル未満増加す る場合 十五万円	(4) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 十立方メートル以上五十 立方メートル未満増加す る場合 九万三千元	(5) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 二万五千立方メートル以上 十立方メートル未満増加 する場合 六万九千元	(6) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 五千立方メートル以上二万 五千立方メートル未満増加 する場合 六万七千元	(7) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 千立方メートル以上五千立 方メートル未満増加する場 合 五万七千元	(8) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 二百立方メートル以上千立 方メートル未満増加する場 合 三万九千元	(9) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 二百立方メートル未満増加 する場合 二万六千元	(10) その他の場合 一 万六千元	ロ 同号に該当する同条第 一項の許可を受けた者であ って移動式製造設備のみを 使用して高圧ガスの製造を するもの 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額	(1) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して
--------------------------	---	--	--	---	--	--	---	-----------------------	--	-------------------------------

千万立方メートル以上増加 する場合 六万五千元	(2) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 五百立方メートル以上千 立方メートル未満増加す る場合 五万三千元	(3) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 百万立方メートル以上五百 立方メートル未満増加す る場合 四万四千元	(4) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 五十立方メートル以上百 立方メートル未満増加す る場合 三万千元	(5) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 十立方メートル以上五十 立方メートル未満増加す る場合 一万八千元	(6) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 二万五千立方メートル以上 十立方メートル未満増加 する場合 一万四千元	(7) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 五千立方メートル以上二万 五千立方メートル未満増加 する場合 一万二千元	(8) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 千立方メートル以上五千立 方メートル未満増加する場 合 九千二百円	(9) 変更後の処理容積が 変更前の処理容積に比して 二百立方メートル以上千立 方メートル未満増加する場 合 八千二百円	(10) 変更後の処理容積 が変更前の処理容積に比し て二百立方メートル未満増 加する場合 五千円
----------------------------	--	---	---	--	--	---	--	--	--



<p>四十八 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可に関する事務</p> <p>四十九 高圧ガス保安法第十九条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可に関する事務</p>		
<p>高圧ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス保安法第十九条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の変更の工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>(1) その他の場合 三千二百円</p> <p>ハ 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合)にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して三千トン以上増加する場合 六万九千円</p> <p>(2) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合 六万二千円</p> <p>(3) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合 五万五千円</p> <p>(4) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合 三万八千円</p> <p>(5) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合 三万円</p> <p>(6) その他の場合 一万六千円</p>
<p>円</p>	<p>二万五千円</p>	<p>イ 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 一万四千円</p> <p>ロ その他の場合 一万千円</p>

		<p>五十 高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務</p>
<p>4 高圧ガス保安法第二十条第三項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>2 高圧ガス保安法第二十条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p> <p>3 高圧ガス保安法第二十条第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>1 高圧ガス保安法第二十条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>
<p>四十九の項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額</p>	<p>四十七の項の下欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高圧ガス保安法第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千五百円)</p>	<p>四十六の項の下欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高圧ガス保安法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千五百円)</p>

<p>五十一 高压ガス保安法第二十二條第一項の規定に基づく輸入をした高压ガス及びその容器的検査に関する事務</p>	<p>高压ガス保安法第二十二條第一項の規定に基づく輸入をした高压ガス及びその容器的検査</p>	<p>イ 容積千立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量十トン以上）の高压ガスに容積三百立方メートル以上千立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量三トン以上十トン未満）の高压ガスに係る検査 二万千円              ハ 容積三百立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量三トン未満）の高压ガスに係る検査 一万三千円</p>	<p>五十二 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一條第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務</p>	<p>1 高压ガス保安法施行令第三十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付              2 高压ガス保安法施行令第二十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付              3 高压ガス保安法第二十九條第三千四百円条の規定に基づく販売主任者免状の交付              4 高压ガス保安法第二十九條第二千四百円条の規定に基づく販売主任者免状の再交付              5 高压ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十九條第三千三百円（情報通信技術に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円）              ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千二百円）</p>	<p>五十三 高压ガス保安法第三十五條第一項の規定に基づく特定施設の保安検査に関する事務</p> <p>ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千八百円）              ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千八百円）              ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千二百円）              イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千九百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千四百円）              ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 六千二百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、五千七百円）</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額              イ 高压ガス保安法第五條第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額              (1) 処理容積が千立方メートル以上の設備 六十一万円              (2) 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 三十七万円              (3) 処理容積が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 三十七万円</p>	<p>6 高压ガス保安法第三十一條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>
---	---	--	--	---	---	---

<p>トトル未満の設備 二十五万円          (4) 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 十五万円          (5) 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備 十二万円          (6) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 九万五千円          (7) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 七万五千円          (8) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 六万円          (9) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 三万三千元          ロ 同号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものに、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額          (1) 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万五千円          (2) 処理容積が五百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 八万円          (3) 処理容積が百万立方メートル以上五百立方メートル未満の設備 六万四千元          (4) 処理容積が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 四万七千元          (5) 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 三万千元</p>	
<p>(6) 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備 二万二千元          (7) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 二万円          (8) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 一万五千円          (9) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一万二千元          (10) 処理容積が百立方メートル未満の設備 七千七百円          ハ 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額          (1) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十二万円          (2) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 九万五千円          (3) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 七万六千元          (4) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 六万円          (5) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 四万二千元</p>	<p>五十四 高圧ガス保安法施行令第十八条高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条の容器に係る容器検査又は第一項及び第二項に規定する容器検査又第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九次に定める金額          第四項に規定する容器再検査に關する事条第一項に規定する容器再検査          務          査          (1) 内容積千リットル以上の容器 一個につき一万六千円に千リットル又は千リットルに満たない端数を</p>

<p>増すごとに千六百円を加えた金額</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき一万六千円</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき六千六百円</p> <p>ロ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(イに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき三百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに五十七円を加えた金額</p> <p>(2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき三百二十円</p> <p>(3) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき二百六十円</p> <p>(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円</p> <p>(5) 内容積一リットル未満の容器 一個につき百五十円</p> <p>ハ 高強度鋼容器(イ又はロに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 内容積三十リットル以上の容器 一個につき二百十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに三元を加えた金額</p>	
<p>五十五 高圧ガス保安法施行令第十八条 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第六号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十九條の二第一項及び第四十九條の三第一項に規定する附属品検査又はの二第一項に規定する附属品検査又は同令第四十九條の四第一項及び第三項第七号の規定に基づく同法第四十九條の四第一項に規定する附属品再検査</p>	
<p>(2) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき二百十円</p> <p>(3) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円</p> <p>(4) 内容積一リットル未満の容器 一個につき百四十円</p> <p>ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器 一個につき七千五百円に千リットル又は千リットルに満たない端数を増すごとに三百八十円を加えた金額</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき七千五百円</p> <p>(3) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器 一個につき八百円</p> <p>(4) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき二百十円</p> <p>(5) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき百七十円</p> <p>(6) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百十円</p> <p>(7) 内容積一リットル未満の容器 一個につき八十円</p>	<p>イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に同令第十八条第二項に規定される附属品検査又は同令第四十九條の四第一項に規定する附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

<p>五十六 高圧ガス保安法施行令第十八条 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第八号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第八号の規定に基づく安法第五十条第三項に規定する容器検査の登録に関する事務</p>	<p>登録又は登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>(1) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき三十一円 (2) 内容積百五十リットル未満の容器 一個につき二十四円 ロ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 内容積千リットル以上の容器 一個につき千五百円 (2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき五百四十円 (3) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき二百一十円</p>
<p>五十七 高圧ガス保安法施行令第十八条 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第三号の規定に基づく安法第五十四条第二項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等に関する事務</p>	<p>力の変更に係る刻印等</p>	<p>千四百円</p>
<p>五十八 覚醒剤取締法(昭和二十六年法)覚醒剤取締法第四十一条(同法第二十五条第二号)第四十一条及び第五十二条(同法第三十条の五において準条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る事由</p>	<p>覚醒剤取締法第四十一条(同法第二十五条第二号)第四十一条及び第五十二条(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る事由</p>	<p>一万七千六百円</p>
<p>五十九 覚醒剤取締法第十一一条(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る事由</p>	<p>覚醒剤取締法第十一一条(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る事由</p>	<p>二千九百円</p>
<p>六十 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項及び第三項並びに第六条の規定に基づく宅地建物取引業の免許に関する事務</p>	<p>業者の指定証の再交付に係る理由</p>	<p>一万三千三百円</p>
<p>六十一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十条、第二十一条及び第二十二條の三第一項の規定に基づく宅地建物取引主任者に関する事務</p>	<p>1 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十条、第二十一条及び第二十二條の三第一項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施 2 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十一条の規定に基づく宅地建物取引主任者資格登録簿への登録 3 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十一条の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査 4 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十一条又は第五項の規定に基づく取引主任者証の交付の申請に対する審査 5 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十一条の規定に基づく取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査</p>	<p>四万五千円 四万五千円 四万五千円 四万五千円 四万五千円</p>
<p>六十二 建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)第八条及び第九條第一項並びに附則第二項(同令第九條及び第九條第一項の規定に係る部分に限る。)の規定に基づく建設機械の打刻又は検認に関する事務</p>	<p>建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)第八条及び第九條第一項並びに附則第二項(同令第九條及び第九條第一項の規定に係る部分に限る。)の規定に基づく建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査</p>	<p>一個につき三万六千円</p>
<p>六十三 削除</p>	<p>削除</p>	<p></p>
<p>六十四 養ほう振興法(昭和三十年法律第六十号)第四条第一項の規定に基づく転飼の許可に関する事務</p>	<p>養ほう振興法(昭和三十年法律第六十号)第四条第一項の規定に基づく転飼の許可の申請に対する審査</p>	<p>その金額が二千三百円を超えるときは、二千三百円</p>
<p>六十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第五十九條第五項、第九項及び第十項の規定に基づく運搬証に関する事務</p>	<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第五十九條第五項の規定に基づく運搬証明書の交付 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第九項及び第十項の規定に基づく運搬証の交付</p>	<p>一万五千円 五千四百円</p>

六十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項、第四條の四第一項、第六條第一項、第七條第一項及び第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務

<p>律第五十九條第九項の規定に基づく運搬証明書の書換え</p> <p>3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九條第十項の規定に基づく運搬証明書の再交付</p>	<p>イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）</p> <p>ロ その他の者に対する許可の申請に係る審査 一万五百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、六千七百円）</p>	<p>5 銃砲刀剣類所持等取締法第七條の三第二項の規定に基づく同法第四條第一項第一号銃砲刀剣類所持等取締法第七條の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査</p> <p>イ 新たな許可証の交付を伴う場合 七千二百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第七條の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四條第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第七條の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）</p> <p>ロ 新たな許可証の交付を伴わない場合 六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第七條の三第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）</p>
<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法第六條第一項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類所持等取締法第六條第一項の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p>六十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項（同法第七條の三第三項を含む。）の規定に準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査に關する事務</p> <p>六十七 銃砲刀剣類所持等取締法第五條銃砲刀剣類所持等取締法第五條銃及び空気銃の取扱に關する講習会の開催に關する事務</p>	<p>イ 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号銃又は空気銃を所持している者及び同法第五條の三第二号に掲げる者に対する講習会 三千円</p>
<p>3 銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>イ 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号銃又は空気銃を所持している者及び同法第五條の三第二号に掲げる者に対する講習会 三千円</p>	
<p>4 銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定に基づく許可証の再交付</p>		

<p>六十八 銃砲刀剣類所持等取締法第五の四第一項及び第二項の規定に基づく銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五の四第一項の規定に基づく銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施</p>	<p>ロ その他の者に対する講習会 六千九百円</p>
<p>六十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五の五第一項及び第二項の規定に基づく銃の操作及び射撃の技能に関する講習</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五の五第一項の規定に基づく銃の操作及び射撃の技能に関する講習</p>	<p>一万二千七百円</p>
<p>六十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>八千九百円</p>
<p>七十 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>八千九百円</p>
<p>七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第一項及び第二項並びに同条第九の十三第三項の規定に準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定に関する事務</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定の書換え</p>	<p>九千六百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千九百円)</p>
<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定の書換え</p>	<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定の書換え</p>	<p>千八百円</p>
<p>3 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定の再交付</p>	<p>3 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定の再交付</p>	<p>千九百円</p>
<p>七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九の十四第一項及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催</p>	<p>九千八百円</p>
<p>七十一 銃砲刀剣類所持等取締法第十四条第一項及び第二</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第十四条第一項の規定に基づ</p>	<p>六千三百円</p>

<p>項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録に関する事務</p>	<p>古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査</p>	<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法第三五百円</p>
<p>七十二 銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査</p>	<p>八千九百円</p>
<p>七十二の二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の八第一項及び第六項の規定に基づく登録に関する事務</p>	<p>1 道路交通法第五十一条の八第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査</p>	<p>二万三千元</p>
<p>七十二の三 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員に関する事務</p>	<p>1 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>九千九百円</p>
<p>3 道路交通法第五十一条の規定に基づく認定の申請に対する審査</p>	<p>3 道路交通法第五十一条の規定に基づく認定の申請に対する審査</p>	<p>四千五百円</p>
<p>4 道路交通法第五十一条の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付</p>	<p>4 道路交通法第五十一条の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付</p>	<p>二千二百円</p>
<p>5 道路交通法第五十一条の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付</p>	<p>5 道路交通法第五十一条の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付</p>	<p>千八百円</p>
<p>七十三 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第四条第二項並びに電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)第四条第一項及び第五条の規定に基づく電気工事士免状に関する事務</p>	<p>1 電気工事士法第四条第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付</p>	<p>イ 第一種電気工事士免状 六千円 ロ 第二種電気工事士免状 五千三百円</p>
<p>2 電気工事士法施行令第四二条第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付</p>	<p>2 電気工事士法施行令第四二条第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付</p>	<p>二千七百円</p>
<p>3 電気工事士法施行令第五二条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</p>	<p>3 電気工事士法施行令第五二条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</p>	<p>二千二百円</p>

<p>七十四 削除</p> <p>七十五 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録又は同条第三項の規定に基づく更新の登録に関する事務</p>	<p>1 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査</p> <p>2 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査</p>	<p>1 一万五千六百元</p> <p>1 一万二千四百円</p>	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 十一万円</p>
<p>七十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査</p>	<p>1 一万七千円</p>	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 十一万円</p>
<p>七十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付</p> <p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務</p>	<p>1 一回につき六百三十円</p> <p>1 一回につき四百六十円</p>	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 十一万円</p>
<p>七十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九條第一項及び第三十二條第一項の規定に基づく保安機関の認定又は同法第三十三條第一項の規定に基づく保安消費者等の数の増加の認可に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九條第一項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査</p> <p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二條第一項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査</p> <p>3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三條第一項の規定に基づく保安消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>	<p>1 一万四千円と六千九百円に乘じて得た額との合計額</p> <p>2 一万四千円と六千九百円に乘じて得た額との合計額</p> <p>3 二万四千円と六千九百円に乘じて得た額との合計額</p>	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 十一万円</p>
<p>七十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五條の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五條の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>5万5千円</p>	<p>当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 十一万円</p>



<p>八十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第一項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第一項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>	<p>備の数を乗じて得た額との合計額 二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第四項において準用する同法第三十七條の三第一項の規定に基づく充てん設備の完成検査に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第四項において準用する同法第三十七條の三第一項の規定に基づく充てん設備の完成検査 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第四項に於いて準用する同法第三十七條の三第一項の規定に基づく充てん設備の完成検査</p>	<p>三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の六第一項の規定に基づく充てん設備の保安検査に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の六第一項の規定に基づく充てん設備の保安検査</p>	<p>二万七千円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第一項及び第五項並びに第三十八條の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第一項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第一項及</p>	<p>二万二千三百円</p>
<p>八十八 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六條及び第二十條第一項の規定に基づく砂利の採取計画に関する事務（河川管理者として行うものに限る。）</p>	<p>1 砂利採取法第十六條の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。） 2 砂利採取法第二十條第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）</p>	<p>三万三千九百円</p>
<p>八十九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十八條第一項及び第三項の規定に基づく職業訓練指導員免許に関する事務</p>	<p>1 職業能力開発促進法第二十八條第一項の規定に基づく職業訓練指導員免許の申請に対する審査 2 職業能力開発促進法第二十八條第三項の規定に基づく免許証の再交付</p>	<p>二万二千三百円</p>
<p>九十 職業能力開発促進法第三十條第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施に関する事務</p>	<p>職業能力開発促進法第三十條第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施</p>	<p>実技試験 一万五千円 学科試験 三千百円</p>
<p>九十一 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二條第一号及び第二号の規定に基づく技能検定に関する事務</p>	<p>1 職業能力開発促進法施行令第二條第一号の規定に基づく技能検定試験の実施 2 職業能力開発促進法施行令第二條第二号の規定に基づく合格証書の再交付</p>	<p>実技試験 一万八千二百円 学科試験 三千百円</p>
<p>九十二 電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三條第一項及び第三項、第七條第一項、第十條第二項並びに第十二條の規定に基づく電気工事業者の登録又は更新の登録に関する事務</p>	<p>1 電気工業の業務の適正化に関する法律第三條第一項の規定に基づく電気工事業者の登録の申請に対する審査 2 電気工業の業務の適正化に関する法律第三條第三項</p>	<p>二万二千円</p>



<p>九十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項の規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十四万円</p> <p>ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十二万円</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項の規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る審査 十三万円</p> <p>ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る審査 十一万円</p>	<p>九十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に関する事務</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項の規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る審査 十三万円</p> <p>ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十一万円</p>	<p>百 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律百十一号)第三条第一項及び第八條の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可に関する事務</p>	<p>積立式宅地建物販売業法第三條第一項の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>八万円</p>	<p>百一 警備業法(昭和四十七年法律百十七号)第四條、第五條第二項及び第七條第一項並びに第十一條第三項の規定に基づく警備業の認定に関する事務</p>	<p>1 警備業法第四條の規定に二万三千元に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p> <p>2 警備業法第五條第五項の二千元の規定に基づく認定証の再交付</p> <p>3 警備業法第七條第一項の二万三千元の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査</p> <p>4 警備業法第十一條第三項二千二百円の規定に基づく認定証の書換え</p>	<p>二万三千元</p> <p>二千元</p> <p>二万三千元</p> <p>二千二百円</p>	<p>百二 警備業法第二十二條第二項、第五項、第六項及び第八項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務</p>	<p>1 警備業法第二十二條第二十九千八百円項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査</p> <p>2 警備業法第二十二條第二講習一時間につき千二百円項第一号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習</p> <p>3 警備業法第二十二條第五千八百円項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え</p>	<p>二十九千八百円</p> <p>千二百円</p> <p>千八百円</p>	<p>百三 警備業法第四十二條第二項並びに同條第三項において準用する同法第二十二條第五項及び第六項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務</p>	<p>1 警備業法第四十二條第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査</p> <p>2 警備業法第四十二條第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習</p> <p>3 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え</p> <p>4 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付</p>	<p>九千八百円</p> <p>三千九千円</p> <p>三千八百円</p> <p>三千八百円</p>	<p>百四 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第十五條第二項の規定に基づく特定防災施設等の検査に関する事務</p>	<p>4 警備業法第六千八百円項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付</p> <p>5 警備業法第二十二條第八千五百円項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習</p> <p>1 警備業法第四十二條第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査</p> <p>2 警備業法第四十二條第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習</p> <p>3 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え</p> <p>4 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付</p>	<p>六千八百円</p> <p>八千五百円</p> <p>九千八百円</p> <p>三千九千円</p> <p>三千八百円</p> <p>三千八百円</p>	<p>百四の二 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三條第一項及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務</p>	<p>1 貸金業法第三條第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p> <p>2 貸金業法第三條第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>十五万円</p> <p>十五万円</p>	<p>百五 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第三條第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関する事務</p>	<p>不動産特定共同事業法第三條第八千八百円項第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>八千八百円</p>
--	---	---	---	--	---	---	---	------------	---	---	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	--	--	-------------------------	--	--	--------------

<p>百五の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項及び第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録に関する事務</p>	<p>1 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査 2 不動産特定共同事業法第六万四千一百条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 不動産特定共同事業法第六万四千一百条 2 不動産特定共同事業法第六万四千一百条第三項 3 不動産特定共同事業法第六万四千一百条第四項</p>	<p>百六の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十条第一項及び第二項の規定に基づく解体業の許可に関する事務</p>	<p>1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七條第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七條第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>百六の四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可に関する事務</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>百七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第七十号）第一項及び第二項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>
<p>八十八号）第三十九条第一項、第四十一条、第四十三条、第四十六条第二項及び第五十一条の規定に基づく狩猟免許に関する事務</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十一条 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条</p>	<p>百八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項、第六十条及び第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者の登録に関する事務</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十条の規定に基づく狩猟者の登録の更新の申請に対する審査 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>百九 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四十三条第三項の規定に基づく書面の交付に関する事務</p>	<p>1 探偵業の業務の適正化に関する法律第四十三条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の交付 2 探偵業の業務の適正化に関する法律第四十三条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の交付 3 探偵業の業務の適正化に関する法律第四十三条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の交付</p>	<p>備考 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七十条第二項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>

附則

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。  
2 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）は、廃止する。

附則（平成十二年四月二十八日政令第二一六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年五月十日）から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十二年六月二三日政令第三四五号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成十二年二月六日政令第四九八号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、本則の表十一の項の次に十一の二の項を加える改正規定は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成十三年七月四日政令第二三六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附則（平成十三年一月三〇日政令第三八三三号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、小型船舶の登録等に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成十四年一月一七日政令第四四号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成十四年二月六日政令第二六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附則（平成十四年七月二日政令第二五六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附則（平成十四年二月二〇日政令第三九一号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

附則（平成十五年二月一七日政令第四一号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。  
附則（平成十五年七月二五日政令第三三一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。  
附則（平成十五年一〇月一日政令第四四九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。  
附則（平成十五年一〇月二九日政令第四六四号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成十五年一月二七日政令第四六九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月一〇日政令第四九六号）

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十六年二月六日政令第一九号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

附則（平成十六年三月二四日政令第五四号）

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。  
附則（平成十六年一月二五日政令第三六八号）  
この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。  
附則（平成十六年二月一〇日政令第三九〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
附則（平成十七年二月二日政令第一三三号）  
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。  
附則（平成十七年七月二五日政令第二四四号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日（平成十七年十一月二十一日）から施行する。  
附則（平成十七年一月二日政令第三三三三号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。  
附則（平成十七年二月二六日政令第三六九号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。  
附則（平成十八年一月二五日政令第四号）  
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
附則（平成十八年一月二五日政令第六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
附則（平成十八年一月二九日政令第三六九号）  
この政令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。ただし、本則の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月七日政令第三二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年三月一九日政令第四八号）

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十五号）の施行の日（平成二十年五月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月二五日政令第三九八号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、本則の表百七の項及び百八の項の改正規定は、同月十六日から施行する。

附則（平成二一年六月一〇日政令第一五三三号）

この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二八日政令第二四四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

附則（平成二二年九月八日政令第一九三三号）

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二二日政令第二四八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附則（平成二三年二月二二日政令第四〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第九条第一項第二十号イ、第十一条及び第十二条第一項第五号の改正規定並びに附則第十条及び第十三条の規定 平成二十四年四月一日

附則（平成二五年一月二三日政令第一〇号）

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年一月二九日政令第一七号）

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年二月二四日政令第四一〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年二月二二日政令第四六号）

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年二月二二日政令第三八二号）

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

附則（平成二七年二月一六日政令第四二四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年八月二四日政令第二二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附則（平成三〇年一月二六日政令第一〇号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月一七日政令第二九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年六月一日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月二四日政令第一二二号）

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月二一日政令第九六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

（経過措置）

3 建築士法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの（新沖縄特別措置令第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

附則（令和元年十一月二二日政令第一六六号）

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和元年十二月二三日政令第一八三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和元年十二月一八日政令第一八八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月二一日政令第四〇号）

---

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

---